

「再発防止策の視点」と再発防止対策

再発防止策の視点	主要な関連する業務改善計画等の内容（取組み中の内容）	強化する再発防止対策
(1)問題解決の仕組みを構築すること	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①問題事象発生時の報告体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・問題事象が発生した部署はコンプライアンス推進室に速やかに報告すること等を社内規定に明記 ・内部通報・相談の仕組みを充実 ②役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・社外を含む役員が、従業員とのコミュニケーションを、継続して実施 ③コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」、「関西電力グループ行動憲章」を策定 <p>新たな経営管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ④原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本部に常駐する職位として、コンプライアンスおよび管理部門を所管する本部長代理を設置 ・本部における主要な会議に経営企画、経理、人財・安全部門等他部門の役員が参画 	<ul style="list-style-type: none"> ①コンプライアンス委員会の社外委員や社外窓口の弁護士から窓口の活用促進に係るメッセージを配信
(2)「便法」が可能な隙をなくすこと	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ③コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・当社が贈答・接待を受けた際の取扱いを定めた「贈答および接待の取扱いに関する規程」について当社が贈答・接待を行う場合のルールを追加 ⑤「コンプライアンス委員会」の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・社長等執行から独立した委員会として取締役会直下に新設(委員長と、委員の過半数は社外) <p>工事の発注・契約に係る業務の適切性・透明性を確保するための業務運営体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥実施権限と契約権限の分離 <ul style="list-style-type: none"> ・工事等所管部門が有している契約権限を、事務用品の購入やシステム開発等の高度に専門性の高い委託業務等を除き、調達部門に移管 ⑦調達等審査委員会の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門家が事後審査する「調達等審査委員会」を新設 ⑧工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・「特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止」「事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止」「元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止」等を明記した運用ルールを整理 <p>新たな経営管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨企業統治形態の見直し（指名委員会等設置会社へ移行） ⑩外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ⑪監査機能の強化 <p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫原子力事業に関する土地賃借等において、契約権限を有する者と地元折衝を行う者とを分離 	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫土地賃借料の算定手続きに宅地建物取引士資格者（社内）が関与することをルール化。また、社外の不動産鑑定士に算定が適正に行われているかを事後で意見聴取（確認）することをルール化する等、適切性、透明性を確保

再発防止策の視点	主要な関連する業務改善計画等の内容（取組み中の内容）	強化する再発防止対策
(3) 関連会社や取引業者を利用した手法を排除すること	<p>工事の発注・契約に係る業務の適切性・透明性を確保するための業務運営体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・「元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止」を明記した運用ルールを整理 ⑬ 子会社からの発注の透明性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・当社が子会社に発注する案件について、調達等審査委員会の委員が審査の対象とした場合、当該案件に係る子会社からの発注についても、審査を実施 <p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 関連会社に対して、不具合事象が発生した場合、当該会社の経営管理を担当する当社の部門に、速やかにその状況や発生の経緯等を報告させることを規定 	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 関連会社に対して、親会社の指示・要請により不具合事象が発生するおそれがある場合、当該会社の経営管理を担当する当社の部門に、速やかにその状況等を報告させることを義務づけ
(4) 問題発生後に速やかに把握できる仕組みを構築すること	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 問題事象発生時の報告体制の整備 ② 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 <p>新たな経営管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮（原子力事業本部における）風通しの良い組織の創生に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・社外役員や他部門の役員が、本部の幅広い層と定期的に対話を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① コンプライアンス委員会の社外委員や社外窓口の弁護士から窓口の活用促進に係るメッセージを配信
(5) 人事評価制度の見直し	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯ コンプライアンスを評価項目として明記し、加点評価もできるような人事評価制度の見直しを実施 	
(6) 役職員の意識改革	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ③ コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」、 「関西電力グループ行動憲章」を策定 ⑰ コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・役員は年間 100 時間程度のコンプライアンス・ガバナンスに関する研修を実施 ・従業員についても、コンプライアンス意識の醸成・徹底に向けた研修を実施 	
(7) 経営の効率化に向けた取組み	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑱ 中期経営計画に掲げたコスト構造改革の推進 	